(別 記) あて

総務大臣

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について(昭和60年4月30日総人第260号)の一部改正について(通知)

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について(昭和60年4月30日総人第260号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第3項を次のように改める。

- 3 前2項の「18日」には、次の各号に掲げる日を含むものとする。
  - 一 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条の規定による休職、 同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第3条第1項の規定 による育児休業その他これらに準ずる事由により勤務を要しないこととさ れた日(任命権者又はその委任を受けた者が当該事由がなければ勤務を要 するものとして定めた日に限る。)
  - 二 育児休業法第26条第1項の規定による育児時間その他これに準ずる事由により勤務しない時間を勤務したものとみなした場合に、職員について定められている勤務時間以上勤務した日
  - 三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号) 第23条の規定に基づく人事院規則により休暇を与えられた日(これに相 当する日を含む。以下同じ。)
  - 四 前三号に掲げる日に準ずる日
  - 第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の

次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の「18日」には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。)を含まないものとする。

以 上

## (別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長